

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づき、次のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間

2025年（R7）年4月1日～2028（R10）年3月31日までの3年間

目標1：年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間6日以上とする。

<対策>

- 2025年4月 ～ 年次有給休暇の給付日数・前年取得状況を把握する
- 2025年4月 ～ 計画的な取得に向けて管理職への啓蒙
- 2025年4月 ～ 各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する
- 2025年10月 ～ 取得実績の把握と推進

目標2：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

- 女性社員・・・取得率を90%以上にする
- 男性職員・・・取得率を5%以上にする

<対策>

- 2025年4月 ～ 各職場における休業者の業務カバー体制の検討（代替要員の確保、業務体制の見直し、複数担当者制、多能工化など）・実施
- 2025年4月 ～ 育休予定者への育休制度の啓蒙

目標3：地域の小学生・中学生・高校生・大学生の体験学習および学生のインターンシップの受け入れを行う。

<対策>

- 2025年4月～ 受入体制の整備、検討
- 2025年10月～ 体験学習、学生インターンシップの受け入れ実施